

## 4月から国民健康保険税が 軽減されます

### ●対象

平成21年3月31日以降退職の方で、離職の翌日から翌年度末までの期間において、

- ①雇用保険の特定受給資格者  
(例：倒産・解雇などによる離職)
  - ②雇用保険の特定理由離職者  
(例：雇い止めなどによる離職)
- として失業等給付を受ける方で、「雇用保険受給資格者証」の交付を受け、離職日の翌日（国保加入日）において65歳未満の方

### ●軽減額

国民健康保険税の所得割は前年中の所得により算定されます。今回の特例により、前年中の給与所得を本来の額から100分の30へと軽減し算定することになります。

※軽減となるのは前述の①、②で対象となった方の給与所得のみとなります。そのほかの所得は対象になりません。

### ●軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。（詳細は下図参照）  
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

### ●制度開始以前の失業について

平成21年3月31日から、平成22年3月31日の間に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。

※ただし、平成21年度の国民健康保険税については対象となりません。

### ●申請手続

役場町民課または税務課に詳しい資料を用意しております。該当すると思われる方は、一度資料をご確認ください。

なお、離職理由により該当とならない場合がありますので、事前に確認をお願い致します。申請は、平成22年4月1日から役場町民課または税務課で受付けております。

### ●問い合わせ

役場町民課 保険年金係  
☎ 45・1111 内線216  
税務課 課税管理係

内線221

## 非自発的失業者に係る 国民健康保険税軽減の対象期間について

非自発的失業者(注1)については、  
離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、  
失業者の所得のうち給与所得を30/100として国民健康保険税を算定。

※ ただし、再就職して健康保険に加入する場合はその時点まで

	H21年4月	H22年4月	H23年4月	H24年4月
対象期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
離職日				
H20年度以前	離職日 H20.4.1~H21.3.30 離職日 H21.3.31		施行日 H22.4.1 22年度末まで	
H21年度	離職日 H21.4.1~H22.3.30	離職日 H22.3.31 22年度末まで	23年度末まで	
H22年度以降		離職日 H22.4.1~H23.3.30 対象期間(注2)は により表され、 そのうち施行日以降で 塗り潰された期間において 保険税が軽減される。	離職日 H23.3.31 23年度末まで	離職日 H23.4.1~H24.3.30 24年度末まで 24年度末まで

(注1)非自発的失業者：雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者。

(注2)対象期間：離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。